
ふるさと納税制度の仕組みを活用した「災害支援寄附」の 受付開始について

令和3年8月の記録的な大雨により、河川の増水による家屋や農地の浸水など、広範囲で被害が発生しています。

こうした状況を踏まえ、三次市では「ふるさと納税制度」の仕組みを活用した災害支援のための寄附の受付を開始しました。

いただいた災害支援寄附金は、復旧事業や今後の防災対策に使わせていただきます。

一刻も早い復旧にむけ、全力で取組を進めてまいりますので、皆様の温かいご支援を賜りますようお願いいたします。

1 受付期間

令和3年8月17日（火）から当面の間

2 寄附の手続き方法

(1) ふるさと納税ポータルサイトによる手続き

次のサイトからご寄附いただけます。

①ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」

②ANAのふるさと納税

※それぞれのサイト上に特設フォームを開設しています。

(2) メール・FAX・郵送による手続き

寄附申出書を三次市定住対策・暮らし支援課へご提出ください。

※寄附申出書は三次市ホームページに掲載しています。

3 その他

- ・災害支援のため、寄附者に対するお礼商品の贈呈はありません。
- ・三次市民の方からの寄附を含め、いただいた寄附金は寄附金税額控除の対象となります。

本件に関するお問い合わせ先



三次市 地域振興部 定住対策・暮らし支援課
定住対策・暮らし支援係 （担当／山本 迫田）
電話番号：0824-62-6129 FAX 番号：0824-62-6235
E-mail：teijyu@city.miyoshi.hiroshima.jp
〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号